

発委第 4 号

日出町議会会議規則の一部改正について

日出町議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 6 月 20 日 提 出

提出者 議会運営委員会

委員長 池 田 淳 子

日出町議会会議規則の一部を改正する規則

日出町議会会議規則（昭和 62 年日出町議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「認めるときは」を「認める場合は、会議に宣告することにより」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第 103 条中「外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機」を「コート、マフラー、傘」に改め、同上ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第 108 条第 1 項中「タブレット型端末」の次に「及びパーソナルコンピュータ」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

会議時間の変更・議場に入る者の携帯品についての所要の改正及び議場等に持ち込める情報通信端末にパーソナルコンピュータを追加したいので提出する。